

応用物理学会強的秩序とその操作に関わる研究会  
ポスター賞規程

第1条(名 称)

本賞は、「応用物理学会強的秩序とその操作に関わる研究会 ポスター賞」と称する。

第2条(規程の趣旨)

本規程は、公益社団法人応用物理学会 強的秩序とその操作に関わる研究会がポスター賞に対して行う表彰に関して定めたものである。

第3条(表彰の目的)

本表彰は、強的秩序とその操作に関わる研究会の講演会等に於いて、応用物理学の発展に貢献する優秀な発表に対し「応用物理学会強的秩序とその操作に関わる研究会ポスター賞」を授与し、その功績を称えることを目的とする。

第4条(表彰の対象)

表彰対象は本会の強的秩序とその操作に関わる研究会の講演会等で、応用物理学の発展に貢献する優秀な発表をした研究者であり、応用物理学会細則に定める応用物理学会会員および分科会会員であり、かつ本ポスター賞を未だ受賞していない者であって、以下の資格を有する者とする。

- (1) 論文の筆頭著者であること
- (2) 登録された登壇者であり、かつ実際に登壇した者
- (3) 論文発表者で、表彰時に本条に定める会員外(相互協定を締結した外国学協会の会員、共催学協会会員、および細則に定めのない会員)の者は表彰対象としない

第5条(受賞者人数)

ポスター賞の受賞者数は以下のとおりである。

- (1) 総獲得票数の多いポスター発表の上位から受賞対象となる。
- (2) 受賞者は発表件数の1割以下とし端数は切り捨てる。
- (3) ポスター発表が10～19件のとき受賞者数は1名である。
- (4) ポスター発表が20件以上のとき受賞者数は2名以上となる。
- (5) 2名以上が受賞する場合、最も得票数の高い発表者を最優秀ポスター賞とし、他を優秀ポスター賞とする。
- (6) 得票数が同数のときはいずれも受賞とする。
- (7) 受賞者数の上限を3名とするが、同数の得票により4名以上となった場合はその限りではない。

第6条(審査基準)

ポスター賞の審査基準は以下の項目となる。

- (1) 強的秩序の操作に関わる新領域を開拓するような新規性のある研究を評価する。
- (2) 若手の挑戦的な研究について高く評価する。
- (3) 新しい融合領域の研究に挑戦している研究を評価する。
- (4) グループ内で新たに連携を進めた研究を高く評価する。

第7条(受賞手続き)

- (1) 受賞者の選考は研究会委員長が委嘱した10名以上からなる「応用物理学会強的秩序とその操作に関わる研究会のポスター賞」選考委員会が行う。選考委員会は幹事5名以上および一般審査員5名以上から成る。一般審査員は幹事5名により事前に選出される。
- (2) 選考委員会の委員が表彰の候補者となった場合は、委員または候補者を辞する、また委員と候補者に関係がある場合(指導教員と学生、家族、同一所属(部署)など)は該当する候補者の選考に

は加わらない。

- (3) 受賞者が決定されたときは、当該選考委員会委員長が研究会幹事会に選考の経過及び結果を報告し、承認を得る。
- (4) 研究会委員長は、受賞者決定後、速やかに本会理事会に報告するとともに該当者に通知し、ホームページに公示する。
- (5) 受賞者には研究会委員長名で表彰を行い、賞状および副賞を授与する。

#### 第8条(費用)

本表彰にかかる費用は、強制的秩序とその操作に関わる研究会予算内で賄う。

#### 第9条(規程の改正)

本規程の改正は、総務担当理事承認の承認を得るものとする。

#### 附則

2016年2月15日 総務担当理事承認

2017年10月5日 改正 総務担当理事承認

2021年2月10日 改正 総務担当理事承認

2023年11月6日 改正 総務担当理事承認